

学校指定変更・区域外就学取扱い基準

(平成19年1月17日改正)

河内長野市教育委員会

	事 由	期 間	必要書類等
1	最終学年・学年途中の転居 転居の事実があった日から転居の日の属する年度末までに限り、従前の学校への通学を認める。(ただし、転居の事実があった日が3学期終業式以降の場合は翌年度末まで)	必要とする期間	
2	新築・改築に伴う仮住まいからの通学	6ヵ月	建築完成時期を確認できる書類
3	学期途中で転居するため、学期始めから転居先の学校へ通学	2ヵ月	転居先及び転居時期を確認できる書類
4	新小・中1年生で入学後転居するため、入学時から転居先の学校へ通学	1学期間	転居先及び転居時期を確認できる書類
5	保護者が入院等のため保護する者がいない場合、預け先の校区からの通学	必要とする期間	診断書 養育に関する承諾書
6	調整学区に居住	卒業まで	
7	短期間で2回以上転居する場合、現在の学校に残る、もしくは最終の指定校に先に就学することを認める	最終の転居の時期まで	転居先及び転居時期を確認できる書類
8	事情により住民票のみ異動した場合	必要とする期間	民生委員の居住確認書
9	その他、特別な事情があると教育委員会が認めた場合	必要とする期間	

なお、取扱いにあたっては次のことを条件とします。

- ①通学可能な範囲であること。(通学距離等)
- ②通学途上の安全に関しては保護者が責任を持てること。
- ③児童・生徒に過重な負担にならないこと。(通学距離、期間等)